

# 琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－総理府、  
運輸省、海上保安庁他－(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43391">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43391</a>

自治省( )地方財政措置( )

北米第一課長

昭和46年度の海外財政措置について

45.7.28.  
米地一

本件に関し、自治省より副長よりあり、  
7月23日付にて、<sup>(1)</sup> 専断に自費を省庁事務に

充てられ<sup>(2)</sup> 同省の財政長官より局長に  
つき、公信を送付されたこと。

前記(1)公信 (P.4) に述べられた「4. 沖  
縄の復帰準備について」は、経済総務局

を中心とする国内の調整による方針を旨  
とし、述べられてあり、各府にこの要

務の内部にありと考へた。

各省庁事務次官殿

自治事務次官

昭和46年度の地方財政措置について

地方財政の運営については、かねてご協力をいたしておりますが、地方の各種行政施設の整備は、社会経済の急激な進展、住民の生活水準の向上等に比して著しい立遅れを示しており、地方財政は内政充実の年代をむかえ過密過疎対策をはじめとして、住みよい生活の場を整備するための事業を積極的に推進すべき時期に当面しております。さき年新経済社会発展計画の決定もみ、社会開発の推進にあたつて、地方公共団体が果たすべき役割は益々重要となつてきており、今後、地方公共団体が財政の健全性を確保しつつ、その使命を果たしていくようにするためには特段の努力を傾注しなければならないと考えております。

このような状況のもとにおいて、地方公共団体は、都市、農村を通じ、魅力ある地域社会の建設をはかるため、それぞれ地域の特性に応じ、長期的な見通しのもとに総合的な見地から策定された計画に基づき、計画的かつ積極的に行政施設の整備をはかる必要があり、他面、行政経費の全般について、従来にまして機構の簡素化、増員の抑制、不要不急の経費の削減等をはかるとともに特定の事務事業については、その広域的处理または民間委託等を推進する等その運営の合理化と近代化をはかる必要がありますが、そのためには国庫補助負担金制度の改善合理化、財政秩序の確立<sup>た</sup>など国の側における措置を必要とするものも多いと考えます。貴省庁関係の事項については、別途当省財政局長から貴省庁官房長に対してご連絡いたさせていただきますので、昭和46年度の子算編成にあつては、このような地方財政の実態をご賢察のうえ、これらの措置の実現について従来に引き続きご協力くださるようお願いいたします。

なお、国の施策の円滑な実施をはかるためには、その主たる実施主体である地方公共団体に対する十分な行財政上の配属が必要でありますので、地方公共団体に関連する国の法令等の制定、改廃または国の施策に伴う地方公共団体の負担等については、あらかじめ当省に連絡されるよう申し添えます。

自治財第50号  
昭和45年7月23日

各省庁官房長殿

自治省財政局長

昭和46年度の地方財政措置について

標記のことについては、別途当省事務次官から貴省事務次官あてにご協力をお願いしたところ<sup>3</sup>ありますが、貴省庁所管事項のうち、とくに次の事項については地方財政に影響するところが大きく、改善を要する点があると考えられますので、格段のご配慮をお願いします。

記

第1 総括的事項

1. 住みよい地域社会の建設と各種公共施設の整備の促進について

(1) 社会資本整備の現状および新経済社会発展計画の決定にかんがみ、住宅建設の長期計画の新たな策定、道路整備および海岸事業の長期計画の確定を行なうとともに、時代の要請にそぐわなくなっている現行の下水道、清掃施設、港湾、漁港、土地改良、治山治水等の整備事業に関する長期計画の改定を早急に行なうこととし、これら長期計画の期間中に完全に計画目標を達成するよう積極的に事業の推進をはかられたいこと。

なお、これら長期計画の決定および実施にあたっては、地方公共団体の財源確保に配慮し、その財政負担の見直し等について、あらかじめ本省と十分に打合せを行なわれたいこと。

(2) 著しく立ち遅れている地方公共団体の公共施設水準を積極的に向上させるため、各種公共施設の整備に関する国庫補助負担金については、事業推進の緊急性にかんがみ、その拡充をはかるよう配慮されたいこと。

なお、地方公共団体がその地域の特性に応じて長期的かつ総合的な見地から策定した計画に基づいて事業を実施しようとする場合には、国庫補助負担金等の配分にあたり、これを積極的に推進するよう配慮されたいこと。

(3) 人口急増地域、大規模住宅団地の開発地域における教育施設、生活環境施設、都市施設等の整備を円滑に推進するため、これら事業の実施に要する経費について、国の財政措置を充実強化されたいこと。とくに、義務教育施設の整備については、学校用地の取得、建物等の整備、学校施設の先行整備等に対する国庫負担制度の新設および改善、日本住宅公団等の学校用地の減額売却およびいわゆる五省協定による便宜供与の改善をはかられたいこと。

(4) 過疎地域対策緊急措置法制定の趣旨にかんがみ、過疎地域の生活環境、産業基盤等の整備に関し、同法に定める特別措置の実施について、十分な予算措置を講ずるとともに、過疎地域振興のための市町村計画および都道府県計画で定めた事業に対しては、国庫補助負担の採択基準を緩和し、国庫補助負担事業に優先採択する等過疎対策推進のための積極的な施策を講じられたいこと。とくに集落を結ぶ道路の整備、都道府県による基幹的な市町村道の代行整備、公立小中学校の統合整備、小規模保育施設、老人福祉施設、公民館等の整備等を推進するほか、集落の整備に伴う公営住宅、その他住宅、関連公共施設の総合的整備を強力にすすめるとともに、無医地区の解消および交通確保のための措置を講ずるよう配慮されたいこと。なお、過疎地域振興計画の実施を促進するための国有林野の活用、農林漁関係公共事業等の採択基準の緩和および農

林漁業金融公庫、住宅金融公庫の融資枠の確保についても十分な措置を講じられたこと。

(5) 広域市町村圏の振興整備に関する計画に基づき事業を実施しようとする場合、その他地方公共団体が広域的な見地からその区域をこえて広域的に事務を処理しようとする場合においては、国庫補助負担金の配分について優先的な取扱いをする等これを推進するため適切な配慮をされたいこと。

(6) 公害防止の総合対策を強力に推進し、その実効を上げるため、住民福祉優先を基本方針とし、地方公共団体が地域の実情に即応して積極的かつ自主的に公害防止施策を講じうるよう公害行政体制および公害関係法令を再検討するとともに、その実施する公害対策関連事業に要する経費についてすみやかに事業者の負担の法定化、国庫補助負担の充実強化をはかられたこと。

とくに、公害対策基本法第19条による内閣総理大臣の指示に基づいて策定された公害防止計画に掲げられた事業については、高率の国庫補助負担を行なうよう検討するとともに、現に公害が発生している地域で同法の指示が行なわれていない地域についても早急に内閣総理大臣の指示を行ない、公害防止計画が策定されるよう措置されたいこと。

(7) 同和対策事業については、地方公共団体がその推進を確保することができるようにするため、同和対策事業特別措置法の趣旨にそい国において十分な予算措置を講ずることとし、とくに、同和対策長期計画に掲げられた事業については、すべて同法による国庫補助負担事業として採択するとともに、事業費の全額について同法に定める率による国庫補助負担を行なうように措置されたいこと。なお、中小企業、農林漁業関係の政府関係金融機関の融資および近代化資金等についても、貸付条件の改善および融資枠の確保をはかられたこと。

## 2. 国庫補助負担金制度の改善と運用の合理化について

(1) 国庫補助負担金にかかる地方公共団体の超過負担については、昭和43年度以降主要な項目について計画的に解消をはかっている中で、その予算単価および対象経費の算定にあたっては、超過負担の解消計画、給与改定、物価の変動等を十分考慮して所要の措置を講ずるとともに、すでに解消計画にそって解消を行なったものについては、今後再び超過負担を生じないよう措置されたいこと。

なお、解消計画が策定されていないものにあつても、上記の趣旨と同様にその実態に即してすみやかに計画を策定し、超過負担の解消をはかるよう留意されたいこと。

(2) 補助金等の整理合理化については、一団体あたりの交付額が都道府県にあつては100万円、市町村にあつては10万円を下回るような零細な補助金は極力これを廃止するとともに、同一ないし類似の目的のために出される補助金については、統合またはメニュー化を促進されたいこと。なお、統合された補助金について、依然として細目におたる流用禁止等の指示がなされているものもあるので、これらについては早急に必要な是正措置を講じられたいこと。

(3) 国庫負担金については、翌年度において多額の精算が生ずることのないよう当該年度において必要と認められる額を全額予算に計上するようになるとともに、精算のための予算が実績に不足する場合には、未精算のまま放置することなく、完全に精算を行なうよう所要額について十分な予算措置を講じられたいこと。

(4) 新産業都市、工業整備特別地域、首都圏、近畿圏、後進地域等における特定事業および開発指定事業に対する補助率差額分の交付については、例外的に当該事業年度の翌々年度に交付することができるとされているが、地方公共団体の財政運営に少なからぬ影響を及ぼすので、極力当該事業年度の翌年度に交付するようになされたいこと。

(5) 地方公共団体に対する国の委託費については、その委託事務を執行するために現実に必要とする経費が完全に交付されるよう十分な措置を講じられたいこと。

### 3. 地方財政の合理化、財政秩序の確立その他について

- (1) 地方公務員の定員について、その合理化措置が進められつつあることにもかんがみ、国の施策を実施し、または予算措置を講じるにあたり、新たな事務の執行等のために地方公務員の増員を必要とする場合には、現行の事務のうち、すでにその目的を一応達成したものと認められるものの整理をばかり、これらの事務に従事する職員の配置転換を行なうこと等により充当することとし、その絶対数の増加をきたさないよう十分に配慮のうえ適切な指導をされたいこと。
- (2) 地方行政の簡素合理化に資するため、一昨年、地方公共団体の意見に基づいて作成した「行政改革意見」による行政改革を強く推進する等行政内容が社会経済の実態に合わないものは廃止するとともに、二重行政、二重監督の弊害を生ぜしめぬよう地方公共団体への事務の委譲を行なうほか、国の地方出先機関についても検討を加えられたいこと。
- (3) 地方公共団体の設置する各種試験研究機関については、その統廃合を推進する必要があると認められるので、この点についても積極的に協力されたいこと。  
また、同種の試験研究機関に対する助成等を行なうにあつては、地域産業等の類似する地方プロジェクトに、各都道府県の試験研究の分担を特定化、重点化する等都道府県相互間の共同試験研究体制を強化するよう配慮されたいこと。
- (4) し尿、ごみの収集処理、各種施設の経営、学校給食の実施等については、各団体の実情に応じ、地方公共団体の十分な管理監督の下に、その民間委託または間接経営等の方法を採用することが適当と考えられる場合があるが、このような場合においては、国庫補助負担金の運営上、関係地方公共団体の意向を十分に尊重して、これを阻害することのないよう配慮されたいこと。
- (5) 国庫補助負担金の交付または所管事項に関連して各種の外郭団体が設置され、これに対する地方公共団体の分担金が増高する傾向がみられるが、この際外郭団体の整理統合を積極的に進めるとともに、地方公共団体の分担金の軽減について十分指導されたいこと。
- (6) 国、公社、公団等の施設の新設または増設にあつては、形式的にはもちろん実質的にも地方公共団体に負担を求めることのないよう、用地費等所要経費の全額をその予算に計上されたいこと。  
また、国、公社、公団等が地方公共団体から借り上げている用地等については、国、公社、公団等が地方公共団体に貸し付けているものとの均衡を考慮し、適正な金額の使用料を支払うよう所要の予算措置を講じられたいこと。
- (7) 使用料および手数料のうち、長期間にわたりその額が据え置かれているものおよびその額が実態に即していないものについては、給与の改定物価の推移等を考慮のうえ、関係法令の改正または行政指導を通じて、その適正化をはかるよう積極的に配慮されたいこと。
- (8) 住民の税外負担については漸次その解消がはかられつつあるが、警察、教育等の部門においては国の予算措置が不十分であることもあり、依然として税外負担の実態がみられるので、この際、税外負担の原因を検討するとともに、関係予算の確保を図つて税外負担を一掃するよう配慮されたいこと。

#### 4. 沖縄の復帰準備について

1972年における沖縄の施政権返還にそなえ、経済、農林水産、建設、労働、厚生、教育等に関する行政上の施策および制度を検討するに際しては、本土との格差を是正することにとくに配慮されたいこと。  
なお、復帰後の沖縄の開発、整備については、地方公共団体を中心として行政の<sup>協</sup>合性を確保しながらすすめることが必要であると考えられるので、沖縄の経済社会の発展開発にとつて必要不可欠なものは別として、国の出先機関を設置することについては、慎重に検討されたいこと。

第2 個別的事項

〔警察庁関係〕

- (1) 警察官については逐年その増員を行なってきたところであるが、明年度においては社会環境の諸情勢の変化に即応し、その適正な配置に努めるとともに、警察法施行令に定められている定員をこえて警察官を置いている都道府県に対してはすみやかに解消するよう指導されたいこと。
- (2) 最近における都市交通の渋滞の現状にかんがみ、都市における路面交通を確保するため、公共輸送機関の優先通行についての措置をさらに推進されたいこと。
- (3) 警察庁舎および待機宿舎に対する国庫補助金については、その実施上の補助単価および補助対象基準が、依然として地方の実情にそわないので、すみやかに、その是正をはかられたいこと。
- (4) 警察行政費に対する国庫補助負担金については補助基準額が実情に比して低く、著しい超過負担を生じているので、すみやかにその是正をはかられたいこと。

〔首都圏整備委員会関係〕

筑波研究学園都市の建設については、関連公共施設の整備にあたって、これに伴う関係地方公共団体の財政負担が過重とならないよう配慮されたいこと。

〔行政管理庁関係〕

統計委託職員の給与費に対する国庫委託金については、その額が実態に即するよう、すみやかに改善をはかられたいこと。

〔防衛庁関係〕

防衛施設の周辺地域における地方公共団体の現状にかんがみ、関係地方公共団体において生じている諸問題に対処するため、引き続き障害防止事業、民生安定施設整備事業等に対する対策を充実するよう配慮されたいこと。

〔科学技術庁関係〕

原子力施設周辺地域等において、地方公共団体を含めた放射能等の監視体制を確立するとともに、関係地方公共団体に対し、監視設備、関連公共施設等の整備に関し、所要の財源措置を講じられたいこと。

〔法務省関係〕

刑務所の移転、地方法務局出張所の整備等に当たっては、形式のいかんを問わず、地元地方公共団体に対して経費を負担させることのないようされたいこと。

〔外務省関係〕

渡航事務地方公共団体委託費については、引き続き地方の実態に応じその是正措置を講じられたいこと。



【文部省関係】

- (1) 義務教育諸学校施設費国庫負担金については、これらの施設の整備が急務となつていふことにかんがみ、その大幅な充実をはかるとともに、資格面積の算定基準、単価、建物の鉄筋化等について一層の改善をはからたいこと。
- (2) 人口急増市町村における義務教育施設の整備の緊急性にかんがみ、学校用地の取得費に対する国庫負担制度の新設、校舎、屋内運動場等の整備に要する経費に対する国庫負担率の引上げ、学校施設の先行整備に対する国庫負担制度の拡充等特別の財政措置を講じられたいこと。
- (3) 教材費に対する国庫負担金については、教材整備基準の適正化をはかるとともに、教材整備についての具体的目標を明確にし、これに要する経費について完全な財源措置を講じられたいこと。
- (4) 義務教育費国庫負担金については、公立学校職員共済組合にかかる短期給付に要する経費および組合の事務に要する費用に対する負担金についても、その負担対象範囲に含めるようにされたいこと。
- (5) 公立学校職員共済組合の長期給付にかかる追加費用については、昭和44年度以前のものについても義務教育関係職員分と非義務教育関係職員分とに区分して、その精算を行なわれたいこと。
- (6) 普通交付税不交付団体にかかる義務教育職員給与費等の国庫負担額の最高限度額の算定については、退職手当に対する負担金の算定に用いる率および旅費の単価を交付団体をなみに引き上げられたいこと。
- (7) 義務教育諸学校における宿日直の廃止については、地方公共団体における実施状況にたらし再検討し、廃止が困難である団体については適切な措置を講じられたいこと。
- (8) 産業教育に必要な施設、設備に対する国庫負担金については、その対象経費の算定基準および対象範囲について、一層の改善をはかられたいこと。
- (9) 過疎地域における病院、診療所および保健所の医師の不足の実態にかんがみ、病院等の医師を確保するため、教育機関の新増設、入学定員の増加等の措置を講じられたいこと。
- (10) 地方公共団体が設置する公立大学の施設、設備の整備については、その方針および計画を樹立し、これに対応する国庫補助の充実をはかられたいこと。
- (11) 国立大学等の国立学校の新増設、移転および国立青年の家の新設等にあつては、形式のいかんを問わず、地元地方公共団体に対して、経費を負担させることのないようにされたいこと。
- (12) 文化財保存の緊要性にかんがみ、地方公共団体が行なう保存事業の所要経費に対する国の財政措置を充実されたいこと。とくに飛鳥・藤原地域については、その重要性を考慮し抜本的な保存方を樹立し、国費により適切を保存がなされるよう措置されたいこと。
- (13) 冬期オリンピック大会の開催および新東京国際空港の建設に関連する公共施設の整備については、所要の予算措置を講じ、事業の推進をはかられたいこと。

【厚生省関係】

- (1) 国民健康保険制度については、保険負担の過重、保険財政の悪化等の懸案事項を解消するため、国庫負担、保険料、被保険者の範囲等を再検討し、制度のしくみを根本的に改善する必要があると考えられるので、国民健康保険制度と密接な関連を有する他の医療保険制度を含めて医療保険制度全般について早急にその抜本的な制度改革を実施されたいこと。  
なお、当面の対策として、国民健康保険の調整交付金については、これを調整負担金制度に改めることにより、療養給付費国庫負担金と同様に精算方式をとるとともに、その総額の引上げを検討されたいこと。

- (2) へき地医療の現状にかんがみ、へき地における医師、看護婦等の確保、医療機関の充実をはかるための総合施策を樹立し、強力に推進されたいこと。
- (3) 救急医療の確保をはかるため交通事情等を考慮して救急医療機関の体系的整備をはかるとともに、リハビリテーションセンター、がんセンター等の設置等についても、これらの施設の規模に応じた適切な国庫補助を行なわれたいこと。
- (4) 病院における看護婦不足に対処するため看護婦養成所の整備充実をはかるとともに、公立看護婦養成所の運営費に対しても国庫補助を行なわれたいこと。
- (5) 清掃施設の建設事業に対する国庫補助については、その整備の必要性にかんがみ、国庫補助基本額を引き上げるとともに、その充実強化をはかられたいこと。また、産業廃棄物の処理対策についても早急に適切な措置を講じられたいこと。  
なお、し尿、ごみ、都市産業廃棄物の種類に対応した高度処理技術の開発にも配慮されたいこと。
- (6) 保健所および保育所等の社会福祉施設にかかる施設整備費等に対する国庫補助負担金について、補助負担基準を実情に即するよう是正されたいこと。とくに保育所の施設整備に対する国庫負担金については、著しい超過負担を生じているので、積極的にその改善をはかられたいこと。
- (7) 過疎地域の小規模保育施設については、設置基準を緩和し、保育所として認可するとともに、現行の設置基準を下回る保育所に対する措置費負担金の算定基準について、その改善を推進されたいこと。
- (8) 保育所等の措置費に対する国庫負担金については、超過負担の解消計画に基づき、その改善を推進されたいこと。なお、保健所職員の給与費に対する国庫負担金についても、給与の改定等を十分考慮して超過負担を生じないよう措置されたいこと。
- (9) 食品衛生監視の強化をはかるため、食品衛生パトローカーの購入その他機動力の充実など食品衛生監視体制の整備に要する経費に対する国の財政措置を充実強化されたいこと。
- (10) 上水道事業における水源確保および広域経営にかかる補助金について、充実をはかられたいこと。
- (11) 国民年金、国民健康保険、児童扶養手当および特別児童扶養手当の事務に要する経費に対する国の交付金および国庫負担金については、給与の改定、物価の変動等を十分考慮して超過負担を生じないよう措置されたいこと。
- (12) 国民年金印紙の売りさばき事務については取扱手数料を引き上げられたいこと。
- (13) 心身障害者扶養共済制度については、掛金の拠出が困難なため加入できない者に対して援助を行なうよう国の予算措置を講じられたいこと。
- (14) 国民自然歩道施設の整備および管理に要する経費については、国立公園または国定公園の地域内にかかるとはもちろんだ、これら以外の地域にかかるとも、国がその経費の一定割合を負担するよう所要の予算措置を講じられたいこと。

〔農林省関係〕

- (1) 需要動向に即応した農産物の安定的な供給を確保するとともに生産性の高い農業経営を育成するため、地方公共団体および農業団体と協議のうえ、農業生産の地域分担を明らかにし、全国を通じ地域の特性を生かした総合農政施策を樹立し、これを強力に推進されたいこと。  
また、水田の他用途転用を推進するための施策を積極的に推進するとともに、市町村が公用または公共用地に供するために行なう農地等の転用および転用のための権利の取得について、農地法の許可を要しないこと

とするよう早急に所要の改正を行なわねたいこと。

なお、米の需給事情により、引き続き米の生産調整について本年度と同様の措置を講ずる場合にはその性格にかんがみ、地方公共団体に対する事務取扱交付金等について、十分な国の予算措置を講じられたいこと。

- (2) 第2次農業構造改善の計画策定および事業実施にあつては、地方の実情に応じた事業の採択について弾力的に対処するよう努められたいこと。
- (3) 生鮮食料品の流通の合理化をはかり物価の安定に資するため、卸売市場施設整備補助金の充実をはかるとともに、適正な負担区分に基づき卸売市場の運営の合理化について配慮されたいこと。
- (4) 墨林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、山間へき地における農業生産基盤の整備が円滑に実施されるよう現行の採択基準の緩和措置を検討されたいこと。
- (5) 国土開発幹線自動車道の建設に関連して行なわれる土地改良事業については、採択基準を緩和することにより、すべて国庫負担の対象とするよう所要の措置を講じられたいこと。
- (6) 新東京国際空港の建設に伴う関連公共施設の整備事業については、土地改良事業等の実施に関し所要の予算措置を講じ、優先的に配慮されたいこと。
- (7) 農業委員会事務局職員の給与費に対する国庫負担金については、超過負担の解消計画に基づき、その改善を推進されたいこと。

なお、農業改良普及員、林業改良指導員等農林関係補助職員の給与費に対する国庫補助負担金についても、給与の改定等を十分考慮して超過負担の生じないよう措置されたいこと。

- (8) 林業信用基金に対する林業者の出資額の著しい増嵩にかんがみ、都道府県の出資額と当該都道府県内の林業者の出資額との比率において、保証倍率が決定されることとなつてゐる現行のしくみについて再検討されたいこと。

#### 〔運輸省関係〕

- (1) 離島、辺地および過疎地域における交通確保対策として、離島辺地等バス路線維持費補助金および離島へん地等廃止路線代替バス車両購入費補助金について補助内容の充実をはかるほか、地方公共団体等が行なう自動車運送について代替バス運行費補助制度を新設するとともに、家用自動車の共同使用および有償運送については原則として道路運送法第100条および第101条の許可を行なうものとされたいこと。
- (2) 最近における都市交通の渋滞の現状にかんがみ、都市における路面交通を確保するため、公共輸送機関の優先通行についての措置をさらに推進されたいこと。
- (3) 公営交通事業の料金改定、バス路線の新設変更および再編成、地下鉄事業にかかるとる許認可を迅速に処理されたいこと。とくに、再建団体については、再建計画に基づきものが予定された時期に実施できるよう配慮されたいこと。
- (4) 日本国有鉄道および日本鉄道建設公団にかかるとる債券については、地方公共団体の引受けを求めないよう配慮されたいこと。
- (5) 自動車損害賠償保障法の一部改正に伴つて都道府県および指定都市にかかるとる適用除外の規定が廃止されたが、これに関連して早急にメリット、デメリット制度を自動車損害賠償責任保険に全面的に導入されたいこと。
- (6) 国の直轄事業として実施される第2種空港整備事業の用地費については直轄事業負担金の対象とするのに対し、地方公共団体を実施する第3種空港整備事業の用地費については国庫負担の対象としない現行制度は、国と地方公共団体の財政負担の均衡を欠いてゐるので、その是正をはかられたいこと。またその他空港の整備に

ついて、国と地方公共団体の責任体制を制度的に明確化されたいこと。

- (7) 新東京国際空港の建設に伴う関連公共施設の整備事業については、その円滑な実施をはかるため、所要の予算措置を講じられたいこと。
- (8) 公共用飛行場の周辺地域における航空機騒音等の現状にかんがみ、騒音防止事業、共同利用施設整備事業等に対する対策を充実されるよう配慮されたいこと。

〔通商産業省関係〕

- (1) 中小企業の振興に関する施策および制度を策定し、実施するにあたっては、その内容に即し、都道府県の果たす役割を十分考慮して中小企業の振興が推進されるよう配慮されたいこと。
- (2) 中小企業の高度化対策を推進するため、中小企業振興事業団の融資枠拡大をはかるとともに、融資比率中に占める中小企業振興事業団負担率の引上げを講じられたいこと。
- (3) 産炭地域振興対策については、産炭地域振興臨時措置法の期限延長をはかるとともに、その機会に今後における石炭鉱業の合理化の方向に即し、産炭地域振興計画を根本的に再検討し、その実効性を確保するため、内容を具体化するとともに、計画に計上された事業に対する十分な予算措置、産炭地域振興臨時交付金の増額など関係地方公共団体に対する財政援助措置の充実強化をはかられたいこと。
- (4) 石炭鉱害復旧事業は、民生安定の見地から迅速かつ計画的に実施することとするとともに、いわゆる無資力鉱害の増大により地方公共団体の負担が増加している現状にかんがみ、事業費に対する地方公共団体の負担割合は、少なくとも旧特別鉱害復旧臨時措置法による負担割合に準じ、10%以下とし、地方公共団体の負担を軽減されたいこと。

- (5) 公営電気事業の電気料金について、適正な事業報酬を認める算定基準を策定されたいこと。

- (6) 原子力施設周辺地域等において、地方公共団体を含めた放射能等の監視体制を確立するとともに、関係地方公共団体に対し、監視設備、関連公共施設等の整備に関し所要の財源措置を講じられたいこと。

〔労働省関係〕

- (1) 失業対策事業の資材費および事務費に対する国庫負担金について、国庫負担基準を地方の実情に即するよう是正されたいこと。
- (2) 産炭地域開発就労事業に対する国庫補助金については、産炭地域の振興に資するため、その大巾な増額および国庫補助基準の改善をはかられたいこと。
- (3) 専修職業訓練校の施設の設置および管理運営費に対する国庫負担金については、実態に比し十分でないと思われるので、その是正をはかられたいこと。
- (4) 雇用促進事業団が設置する高等職業訓練校等の敷地で地方公共団体から無償借上げをしているものについては、これを適正妥当な価格で買い上げるか、または適正な使用料を支払う等、その是正をはかられたいこと。

〔建設省関係〕

- (1) 新道路整備五箇年計画の円滑な実施をはかり、地方の生活関連道路の整備を推進するため、地方公共団体とくに市町村の道路目的財源の充実に配慮されたいこと。  
なお、一般市町村道の整備事業に対する国庫補助は、地方開発のための特殊立法に基づき道路整備事業に対するものに限定されたいこと。

- (2) 首都高速道路公団および阪神高速道路公団に対する関係地方公共団体の交付金については、これを廃止されたいこと。
- また、道路整備特別措置法第11条第1項および同法施行令第1条の2第1号の規定の趣旨にかんがみ、首都高速道路公団法施行令第6条および阪神高速道路公団法施行令第6条の規定による公団の負担金に対する関係地方公共団体の交付金についても同様に廃止されたいこと。
- (3) 首都高速道路公団および阪神高速道路公団に対する地方公共団体の出資については、建設される道路の利用状況からみた地方公共団体の受益の程度、路線区間等を考慮して、出資比率の引下げ等の改善をはかるよう検討されたいこと。
- (4) 高速自動車国道等国土開発幹線自動車道の建設に関連して必要となる道路の整備を地方公共団体が行う場合には、その整備を円滑にするため、高速国道関連道路整備事業費補助枠を設け、補助事業として採択されたいこと。
- また、幹線自動車道の用地買収のあつせんを地方公共団体に委託する場合には、その事務に要する経費を全額公団が負担し、地方公共団体に負担させないようすること。
- (5) 小規模河川改修、河川局部改良、都市小河川改修、高潮対策および都市河川環境整備に対する国庫負担金については、河川法および同法施行令に規定する負担率を下廻る負担が行なわれているので、すみやかに是正されたいこと。
- (6) 都市河川、宅地開発関連河川、その他小河川の災害の急増に対処し、良好な生活環境の整備に資するため、いわゆる普通河川の管理体制およびその管理経費に対する国庫負担を法的に明確にするとともに、その整備を強く推進されたいこと。
- (7) 河川法施行令第42条第2項第9号(同令附則第3条の3において引用する場合を含む。)の建設大臣の指<sup>定</sup>については治水事業推進の緊急性および一般河川の管理責任にかんがみ、地方公共団体の負担の適正化、河川工事の特性に配慮し、早急<sup>に</sup>その基準を定め、適正な運用を行なわれたいこと。
- (8) 下水道の建設事業に対する国庫補助金については、国庫補助の対象となる施設の範囲の明確化および国庫補助率の<sup>引き上げ</sup>を行なうとともに、生活水準に適応した生活環境の整備、公害の防止など事業推進の緊急性にかんがみ、国庫補助率を引上げること。また、流域下水道の拡充等その広域的処理を推進されたいこと。
- (9) 大規模な宅地開発または住宅建設に伴う関連公共施設の整備を円滑ならしめるため、これら事業に関する国庫補助負担ならびに日本住宅公団等の負担および便宜供与の拡充強化をはかられたいこと。とくに義務教育施設の整備については、学校用地の減額売渡しを六大都市に対しても行なうとともに、現行の減額率を市町村の財政力に応じて大巾に高めることとし、また、いわゆる五省協定による立替金の償還期間・利率等を改善されたいこと。
- (10) 公営住宅建設事業に対する国庫負担については、その標準床面積の引上げをはかるとともに、市街地高層住宅の工事費について、低家賃政策等の見地から高率の国庫負担制度を創設されたいこと。
- なお、その工事費単価の策定にあたっては物価の変動等を十分考慮して超過負担が生じないように措置されたいこと。
- (11) 都市公園の新設、増築、改築および用地の取得に要する経費に対する国庫負担率については、すみやかに都市公園法施行令第14条に規定するとおりとされたいこと。
- (12) 交通安全施設等整備事業に対する国庫補助金については、横断歩道橋、歩道等の用地取得費を補助対象とするとともに、防護柵、道路照明等の事業費についても、事業採択の際に補助対象に含めるように配慮されたいこと。

と。

(3) 急傾斜地崩壊防止工事にかかる国庫補助基本額については、事業費の全額をその対象とされたいこと。

(4) 高速自動車国道における救急業務については、救急体制を強化するため、道路公団が処理する方向で所要の措置を講じられたいこと。

(5) 冬期オリンピックの開催および新東京国際空港の建設に関連する公共施設の整備については、道路整備等の実施に関し、所要の予算措置を講じ優先的に配慮されたいこと。

# 八重山に国立公園

政府、沖縄観光開発に本腰

## 名護湾なども候補に

政府は沖縄の七年遠征を控え、沖縄の観光開発計画へ入り、本腰を入れるが、これからの観光開発の重点、八重山列島の石垣島・西表島(のちもてん)を中心に、主要な国立公園(鹿野川公園)を指定することが健康とされた。これ本決りになれば、わが国で二十四番目の国立公園が生まれることになる。

幸い沖縄本島の名護湾などの候補地も国立公園として指定される。八重山列島の石垣島と西表島を国立公園として指定する。八重山列島の石垣島と西表島を国立公園として指定する。八重山列島の石垣島と西表島を国立公園として指定する。

① 幸い沖縄本島の名護湾などの候補地も国立公園として指定される。八重山列島の石垣島と西表島を国立公園として指定する。八重山列島の石垣島と西表島を国立公園として指定する。

国土地理院による調査の結果、八重山列島の石垣島と西表島は、自然景観が優れ、観光開発の適地と見込まれる。また、名護湾も、自然景観が優れ、観光開発の適地と見込まれる。

政府は、これらの調査結果を踏まえ、八重山列島の石垣島と西表島、および名護湾を国立公園として指定することを決定した。これは、沖縄の観光開発の一環として行われることになる。

八重山列島の石垣島と西表島は、自然景観が優れ、観光開発の適地と見込まれる。また、名護湾も、自然景観が優れ、観光開発の適地と見込まれる。

政府は、これらの調査結果を踏まえ、八重山列島の石垣島と西表島、および名護湾を国立公園として指定することを決定した。これは、沖縄の観光開発の一環として行われることになる。

八重山列島の石垣島と西表島は、自然景観が優れ、観光開発の適地と見込まれる。また、名護湾も、自然景観が優れ、観光開発の適地と見込まれる。

政府は、これらの調査結果を踏まえ、八重山列島の石垣島と西表島、および名護湾を国立公園として指定することを決定した。これは、沖縄の観光開発の一環として行われることになる。